

2 国及び東京都の計画 教育を取巻く状況と 今後予想される社会の変化

(1) 国及び東京都の計画

文部科学省では、「第2期教育振興基本計画」（計画期間平成25年度～29年度）を策定し、平成25年6月14日に閣議決定されました。この中の前文で、社会状況を考慮して「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」が求められており、「①社会を生き抜く力の養成」「②未来への飛躍を実現する人材の養成」「③学びのセーフティネットの構築」「④絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を基本的方向性として位置付け、明確な成果目標の設定と、それを実現するための具体的かつ体系的な方策を示しています。

東京都では、平成25年4月に「東京都教育ビジョン（第3次）」を策定し、平成25年度からの5年間を中心に、東京都が今後、取り組むべき中・長期的な教育の基本的な方向性と主要施策を示しました。この中で、「社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う。」を基本理念とし、「学校」「家庭」「地域・社会」の教育力向上を図る取組の方向が示されています。

(2) 教育を取巻く状況と今後予想される社会の変化

■学校教育に係る5年間の総括として

福生市教育委員会では、これまでも児童・生徒の実態認識を基点にした課題解決に向けた取組を行ってきました。これまで学校教育の課題として大きく三点を挙げてきた中で、とりわけ健全育成の課題については、それぞれの施策や関係機関との協働による成果が現れ、個別には家庭環境等に憂慮すべき状況はあるものの、小中学校共に落ち着いた状況です。一方、基礎学力の定着、不登校の課題は改善に向けて全力を挙げて取り組んでおり、恒常的な課題として受けとめ、平成25年度に「ふっさっ子未来会議」を設置し、子どもに関わる関係機関等からなる委員により検討を行ってきました。この会議では、私立幼稚園長、私立保育園長、民生委員・児童委員等や、福祉保健部及び子ども家庭部の職員も出席して、教育と福祉関係部署とが連携した検討を行い、課題解決には連携した取組が必要であるとの認識が共有でき、その検討結果を6つの未来提言としてまとめました。平成26年度にはその提言を具現化するための取組を検討し、計画を策定しました。今後は、その計画に基づいて各取組を進め、将来を担うふっさっ子を育成していくことが必要です。（参考資料P.49）

■学校教育

- 我が国の少子高齢化の進展の中で、福生市においては、人口減少の傾向がみられ、市民の定住化施策を様々に掲げ展開しているものの、児童・生徒数は、過去に例を見ない状況

で減少の一途をたどっています。市立小中学校に在籍する児童・生徒数（5月1日現在）は、平成22年に4,190人であったものが、平成26年には3,705人、平成27年は3,670人となり、定住化施策の効果が表れない限り、今後も在籍児童・生徒数は、減少していく見込みです。（参考資料P.46）

また、市内の学区域は、一部を除き町会・自治会の単位で区切られていますが、指定されている学校は、近隣の学校ではなく、遠方の学校が指定される場合があります。

このため、学校の適正規模及び適正配置の検討とともに、学区域についても市民の意向を伺いながら再検討する必要があります。

- 人口が増加していた時期に建設された学校施設は、建設から42～53年が経過しています。この間、各校とも耐震補強工事に伴う大規模改修工事、防音機能復旧工事、防水・塗装工事、内装改良工事等の改修工事を行っており、施設の延命化は図られています。しかし、今後、施設の老朽化が更に進んでいくことから、学校ごとに適切な対策を行う必要があります。また、将来の学校に求められる機能や設備も考慮して検討することが求められており、施設の改築や長寿命化対策の検討にあたっては、広い視野で考えていくことが重要です。更に、改築や長寿命化には多大な費用を要することから、計画的に実施していくことが求められます。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災により、学校の被害状況や、避難所となる機能を保持するための対策の重要性が明らかとなりました。校舎及び体育館の躯体は耐震化されているものの、非構造部材である特定天井、照明、窓ガラスや外壁等の落下を防ぐための耐震化を行う必要があります。

- 家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点です。一方、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合う機会が減少するなど、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化しています。このため、福生市では、すべての親が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、様々な取組を行っています。子どもたちにとって「家庭」は安らぎのある楽しい居場所であり、社会へ巣立っていくための基盤となる大切な場所で、親の笑顔が子どもの笑顔をつくり、子どもの健全育成につながります。

親子が共に学び、育ち合う「家庭教育」を地域全体で応援する「やさしい社会」が、子どもたちの「未来（あした）」をはぐくんでいきます。家庭の教育力と地域の教育力の向上が学校の教育活動をより豊かにしていきます。

○ 子ども達を取り巻く環境として、パソコン、携帯電話やスマートフォンなどの情報通信機器の普及は目覚しく、情報収集や情報交換の手段としてだけではなく、コミュニケーション・ツール¹として大きな役割を果たしています。一方で、交遊関係がバーチャル（仮想的）で広域化し、インターネット上には出会い系サイトや悪質商法などの有害情報が氾濫しており、青少年が被害者となる事件や青少年の非行に繋がっています。インターネットを利用する機会が増えることで、家族内での互いの関係が希薄化しているという指摘もあり、更に、いじめについても、インターネットを使ったものへと形態が変化し、匿名性といった特徴が悪用されるケースが増加しています。情報通信機器の秩序ある使用と、メディア・リテラシー²教育の必要性が高まっています。

○ 知識基盤社会化³やグローバル化は、アイデアなどの知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させるとともに、製造業等の海外移転による国内雇用に変化をもたらしており、異なる文化との共存や国際協力の必要性を増大させています。

また、事前規制社会⁴から事後チェック社会⁵への転換が行われており、社会経済の各分野での規制緩和や制度改革が進んでいます。これらを背景に進展している競争社会において、自己の能力を発揮し社会に貢献するためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、それらを活用して課題を見だし、解決するための思考力・判断力・表現力等が必要です。更に、知識・技能は、陳腐化しないよう常に更新する必要があると、生涯にわたって学ぶことが求められ、学校教育にはそのための重要な基盤づくりの役割も期待されています。

同時に、「共存・協力」も必要です。国や社会の間を情報や人材が行き交い、相互に密接・複雑に関係する中で、世界や我が国社会が持続可能な発展を遂げるためには、環境問題や少子・高齢化といった課題に協力しながら積極的に対応することが求められます。このような社会では、異文化を背景に持つ者や自然と共に生きていくことができる寛容な精神をはぐくむことが求められています。

¹ コミュニケーション・ツール：意志や情報を伝達するための道具

² メディア・リテラシー：コンピュータや先端的な情報通信機器を使いこなせる能力

³ 知識基盤社会化：新しい知識、情報、技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す社会となること

⁴ 事前規制社会：リスクを事前に抑止するため、規制することに重きをおいた社会

⁵ 事後チェック社会：事前規制の緩和を促進するため、事後に情報公開や情報提供などに基づき点検評価を行うことに重きをおいた社会

また、グローバル化の中で、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共存していくためには、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが重要になっています。

- 平成 32 年（2020 年）には、東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。スポーツの祭典であるこの大会では、世界で最も優れた選手の活躍を、直接応援することができるまたとない機会です。また、児童・生徒がこのオリンピック・パラリンピックの出場を目指して努力し、心身ともに大きく成長していく機会となることにも期待できます。更に、世界の人々が東京に集う大会であり、オリンピック・パラリンピックを様々な場面で支える人々の活躍も期待されています。

オリンピック・パラリンピックの精神に基づき、児童・生徒のはぐくみにつなげていく機会であることを認識して取り組んでいく必要があります。

- 学校給食に係る課題として、学校給食センターの老朽化の対策が課題でしたが、建設用地に目途がついたため、新たな学校給食センターの建設に向けた取組が進みました。これは米軍横田基地に隣接する防衛省が所有する土地に、防災食育センター（災害時対応施設）として整備する施設を、平常時は学校給食センターとして活用するものです。また、要望等があった中学校給食の実施についても検討し、総合的に判断をした結果、中学校給食を平成 29 年度から実施することとなりました。このため、小・中学校の給食の受入れ体制の整備も併せて行う必要があります。

更に、食物アレルギーのある児童・生徒に対するアレルギー対応給食も実施していく計画です。



小学校での外国語活動



児童・生徒による音楽のまちづくりコンサート

■生涯学習

- 社会の変化の中で、生涯学習のさらなる振興を通じて学校・家庭・地域の連携を促し、社会教育行政がけん引役として生涯学習施策を推進していくために、平成 23 年 3 月に第 2 期福生市生涯学習推進計画を策定しました。計画期間は平成 23 年度からの 10 年間とし、平成 28 年度から平成 32 年度までを後期の 5 年間としています。平成 27 年度に前期 5 年間の取組を検証し、後期に向けて計画の見直しを行い、より一層の総合的な生涯学習施策を推進していきます。

生涯を通じた学習活動への取組を継続させるには、各世代の生活環境に合った学習機会の提供が必要です。また、その学習の成果を地域で生かしていく取組を進めることで地域への愛着も生まれ、活性化が図られます。そのためには、行政のみならず、学校、関係機関、市民活動団体など様々な主体との連携・協働を進め、それぞれの特性や力を生かした生涯学習に取り組んでいくことが必要です。

- 教育委員会が所管する施策や事務事業の中には、更に、時代に応じた学習の機会と場所を提供していくことも重要です。

少子高齢化社会の到来により、高齢者が地域で健康的に暮らしていけるような施策が必要であり、また、若い世代の家庭や地域における教育力の向上を図るような施策も必要です。教育委員会が所管する施策は、高齢者と若い世代が相互に支え合い、ともにいきいきと暮らせるまちづくりを推進していくことが求められます。

また、様々な場面でグローバル化が進み、身近なところで新たな認識や価値観が生まれ、それらの対応が必要になることも考えられます。

このような社会の多様な変化に対応でき、市民だれもが社会や地域の中で、いきいきと暮らせるよう施策を推進することが求められます。

- 共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面します。このいわゆる「小 1 の壁」を打破し、次代を担う人材を育成する観点から、文部科学省と厚生労働省が協力し、平成 26 年 7 月 31 日付けで「放課後子ども総合プラン」を示しました。これにより放課後児童クラブの受皿を拡大するとともに、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業「放課後子供教室」の計画的な整備等を進め、平成 31 年度末までを目標期間に、総合的な放課後対策をより一層充実させることを各市町村に求めています。

すでに福生市では、すべての児童を対象とした放課後の安全安心な居場所の確保として、ふっさっ子の広場事業を実施していますが、「放課後子ども総合プラン」を推進していく

ためには、ふっさっ子の広場事業と子ども家庭部が所管している学童クラブ事業が効果的かつ円滑に連携していく必要があります。

- 市民の健康に対する意識の高まりや高齢化社会を迎え、市民の健康づくりの重要性が増しています。生活習慣病の予防につながる運動や身体機能を維持向上する運動など、適度な運動を行う多様なスポーツ・レクリエーション事業を実施し、生涯にわたり健康的な生活を送ることができるような支援が求められています。そして、平成24年3月に策定した「福生市スポーツ推進計画」に基づき、『いつでも、どこでも、だれでも、ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツをする機会の充実と夢に向かって歩む力のある子どもの育成、そして、スポーツを通して実現する元気なまちづくりの推進』を基本理念に、『スポーツが夢と元気を生み出すまち ふっさ』の将来像の実現に向け取り組むことが必要です。

文部科学省のスポーツ基本計画では「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を創出するため、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適正等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、スポーツ推進に取り組み、スポーツ立国の実現を目指すこととしており、市民のスポーツ活動の多様化に対応するとともに、スポーツ事業の企画・運営などに市民や体育協会などの協力により、その環境整備を進めていくことが重要となります。

平成25年度に福生市で第68回国民体育大会の成年女子ソフトボール競技が行われ、3日間で2万人を超える多くの方が観戦しました。これを機会にスポーツの推進や生涯スポーツ社会の実現だけではなく、地域の活性化につながる事業を推進し、市民の更なるスポーツ実施率の向上を目指していくことが重要です。

また、平成32年（2020年）に開催されるオリンピック・パラリンピックは、生涯を通じたスポーツ社会の実現、障害者スポーツの普及・啓発に良い効果をもたらすと期待されます。また、オリンピック・パラリンピックの精神に基づき、市民、スポーツ関係団体、行政が協働して取り組み、一体となって機運を高め、活気あるまちづくりにつなげていくことが重要です。

- 公民館においては、市民の学習の機会場として、各種講座や事業を実施しています。その講座から様々な市民サークルが生まれ、地域の人々が集い、触れ合う場としても機能し、活気あるまちづくりにつながっています。市民の学習への意欲に応じていくとともに、これからの社会に対応できるよう公民館の事業を充実していくことが必要です。

- 図書館においても、少子高齢化、産業・経済状況の変化、グローバル化や高度情報社会の進展など、社会の変化や時代の要請に応じていく必要があります。平成 24 年 12 月に文部科学省より告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、平成 26 年 3 月に「福生市立図書館基本計画」を策定し、地域社会の基盤をなす図書館の目指すべき将来の方向を示しました。

更に平成 25 年 5 月には、「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されたことから、福生市では、平成 27 年度に「第二次福生市子ども読書活動推進計画」の計画期間が終了することに伴い、平成 28 年度に「第三次福生市子ども読書活動推進計画」の策定を予定しています。

また、平成 25 年度には、学校図書館との連携を図るために、市立図書館と学校図書館の連携システムが導入され、各学校に学校司書が配置されました。今後も学校司書との連携・協力を図り、児童・生徒の読書環境の充実に努めていくことが重要です。

- 体育館、市民会館・公民館、図書館等の各施設は、建設から相当の年数が経過しているため、老朽化が進み、バリアフリー化されていない施設もあります。このため、わかぎり図書館が設置されているわかぎり会館と、わかたけ図書館が設置されているわかたけ会館は、バリアフリー化を伴うリニューアル工事を行いました。この他の各施設も老朽化が更に進むことから、今後、改修等を行う必要があります。

また、これらの施設は、人口が増加する中で市民サービスの向上を図るために建設されましたが、今後は人口減少が予測されます。このため、将来の各施設の在り方を含めて、施設整備を検討する必要があります。



ふっさっ子の広場事業



リニューアル工事を行ったわかぎり会館・図書館

■教育分野の定住化施策

全国的に進む人口減少社会の中、福生市では、定住化対策を更に効果的に進めるため、市が実施する諸施策や諸事業について定住化の視点から体系化を図り、平成26年度に五つの施策ジャンルを設定して、それぞれに取り組むべき施策の目標を定めました。その中のひとつに、教育施策分野があり、「(1)魅力ある学校づくり施策」「(2)生涯学習社会推進施策」「(3)家庭・地域の教育力向上施策」の施策を掲げています。この施策を推進するため各事務事業に取り組み、定住化対策を進めていく必要があります。

■教育委員会制度

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)」が、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日に施行されました。

今回の改正の目的は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うものです。

具体的な改正内容は、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置し、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化を図ること。また、全ての地方公共団体は、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置し、この会議において教育を行うための諸条件の整備等の重点的な施策や、児童・生徒等に被害が生じる恐れがある場合等には、緊急に講ずべき措置について協議・調整を行うこと。更に、市長は教育に関する「大綱」を策定することとなりました。

新「教育長」の設置は、経過措置がありますが、本市では法律の施行と同時に新「教育長」を設置すると共に、教育委員を1名増員して新たな教育委員会の体制となりました。

「大綱」については、平成27年5月に開催された総合教育会議で協議を行い、市長が「福生市教育大綱」を策定しました。